

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 日時

平成24年4月27日（金）午後2時30分～午後4時40分

2 場所

鹿児島地方裁判所大会議室

3 主催者

鹿児島地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者6人

鹿児島地方裁判所長 伊藤 納（司会）

鹿児島地方裁判所裁判官 中牟田 博 章（刑事部部総括判事）

鹿児島地方裁判所裁判官 田 中 いゑ奈（現民事部裁判官）

鹿児島地方検察庁検事 水 上 嘉 寛

鹿児島県弁護士会所属弁護士 本 田 貴 志

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

第1 意見交換会

司会者

私は司会担当の所長の伊藤と申します。よろしく申し上げます。鹿児島地裁の所長として先週着任したばかりです。その意味では、まだ勉強中で、鹿児島地裁での裁判員制度の状況というのも手探りなところですので。今日はよろしくお願ひいたします。

今日の法曹三者の方々をまず紹介いたします。

司会者

鹿児島地検の水上嘉寛検事です。

検察官

本日はよろしくお願ひいたします。

司会者

こちらは鹿児島県弁護士会所属の本田貴志弁護士です。

弁護士

よろしくお願ひいたします。

司会者

裁判官の方は、中牟田博章裁判長。

裁判官中牟田

どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者

それから、田中いゑ奈裁判官。よろしくお願ひいたします。

さて、私たち法曹はこの裁判員制度の運用に当たって裁判がうまくいっているかどうか、特に裁判員の方々にとって分かりやすい裁判、分かりやすい審理がうまくできているかどうかということについて強い関心を持っています。アンケートも書いていただいていますけれども、もっと詳しく

お聞きしたいということで今日こういうふうに集まっていただきました。したがって、直後のアンケートでは書けなかったことということについても今日お話ししていただくことができますし、ほかの事件の担当をされた裁判員の方々ともお話ができるという機会になっていると思います。それから、こういう機会を通じて、たくさん来られている報道機関の方々を通じて裁判員の経験が伝わるということで、これからの裁判員になるかもしれない人たちに対して何か安心していただけるようなことがあれば幸いなというふうに思っております。そういう趣旨の意見交換会として2回目の企画となります。

今回は特に分かりやすかったかどうかということについて、突っ込んでいろんな指摘をしていただきたいと思います。こういう場ですから、なかなか言いづらいかなということもありますけれども、思い切って辛口のコメントこそが私たちのこれからの役に立つということをちょっと考えていただいて、思い切って言っていただきたいと思います。

ところで、この場にはあちらに記者の方がたくさんおられますけれども、ちょっと緊張されるかと思いますが、裁判員をされたときにより裁判をしようということでもいろいろと一生懸命やられたということを思い出されて、率直なことを言っていただければと思います。

あわせて記者の方々にもお願いなのですが、ここで率直に言っていただくためには、言葉の一言一言を取り上げると、ちょっとつながらないということもあり得ますけれども、全体の意味をよくとらえていただいて理解していただければと思います。そういうことがあればこちらでも思い切って言えるということがありますので、よろしく願いいたします。

さて、本題に入っていきますが、裁判員経験者の方々については、1番さん、2番さんというふうに裁判員のときと同じようにお呼びしていくことにします。それで、自己紹介といっても何番ですということになってし

まいりますので、自己紹介代わりに、担当された事件について罪名とそれが何日間掛かった事件だったか、それから事実を認めていた事件だったのかどうだったかというようなことについてお話しいただければと思います。簡単に1番からずっと6番まで一巡して、二巡目に大体どんな感想を持っておられるかというようなことを短く言っていただいて、お互いに自己紹介代わりに分かった上で意見交換会に入っていきたいと考えておりますので、よろしいでしょうか。

では、1番さんから順番にお願いします。もしちょっと後で順番変えてくださいということであれば、飛ばして次の方へ行って、また戻ったりできますので、1番さんからよろしいですか。では、第一巡目のお話をお願いします。

経験者①

1番ですけれども、住居侵入と建造物等放火被告事件を担当いたしました。期間は3日間でしたが、罪状については本人が認めたものを担当いたしました。

以上です。

司会者

そんな感じで一巡しましょう。では、2番さんお願いします。

経験者②

2番ですけれども、逮捕・監禁致死事件でした。月曜日から木曜日まで4日間でした。本人が認めていた事案だったと思います。

司会者

では、3番さんお願いします。

経験者③

私は覚せい剤使用と住居の放火事件です。審議は判決までで4日間でした。これも本人が認めている事件でした。

司会者

では、4番さんお願いします。

経験者④

4番になります。期間は月曜日から翌週の火曜日までで、事件の方は殺人事件でした。内容については、おおむね認めていた裁判というような形になっておりました。

経験者⑤

5番です。同じく殺人事件を担当しました。本人は認めていなかった部分もあったと思うんですけど。

司会者

部分的にですね。

経験者⑤

はい、ありました。

司会者

4番さんと同じ事件でいいですね。

経験者⑤

はい、同じ事件です。

司会者

では、6番さん。

経験者⑥

6番です。強盗殺人事件でした。期間は11日間でした。本人は強盗は認めていなく、殺人と銃刀法の方を認めていた事件でした。

司会者

ありがとうございました。これで一巡して、二巡目に先ほど言いましたが、どんな感想を持たれたかというようなことを短くお願いします。後々時間がたっぷりありますので、いろいろ出てくるかと思いますが、ここで

は最初の段階ですから、簡単に何か言われることがあれば、あるいは概括的に何かあればということなんですが、どうでしょう。1番さんから。

経験者①

務める前と務めた後。そうですね、最初ここで宣言されまして、すぐ宣誓をし、そして、すぐ法廷に入ったわけですがけれども、やっぱり一瞬ですね、私は役場の職員を退職してきたんですけれども、一瞬そこに入った途端、自分がこんなところにいるのかなとか、何かその・・・自分では携帯は切っているかな、何か服装はこれでいいかなとかですね、非常に躊躇いたしましたけれども、そしてまた、休憩をして後で裁判長を中心に話をするわけですがけれども、非常にやっぱり雰囲気作りがよくて、日がたつにつれてほっとした、そして3日間でしたけれども、済んだ後、実刑の判決でしたけれども、それを言い渡しがあって、そして傍聴人の席にいろいろいらっしゃるわけですがけれどもね、そういうのを見て、やっぱり何日間かはちょっと精神的に考えましたけれども、今になってみると、やっぱり経験してよかったと、またいろんなアドバイスにしても、こういうのがあればぜひしていただきたいとか、そういう気持ちでいっぱいですね。だからやってよかったという気持ちでいっぱいです。

司会者

では、2番さん。

経験者②

今1番の方がおっしゃったんで、思い出しましたけれども、最初は雰囲気とか慣れなかったのですよね、えっ、もうするんですかとかいうような感じで思ったのがやっぱり最初の印象だったですね。今思ってみますと、やっぱり私が一番思ったのは、私が裁判員をちょっとあんまりよく分かっていなかったと、役割をですね。本当に裁判官の方と同じように審理というかですね、評議ですか、それをするんだというのがまず一番ですね。と

というのは、何か裁判員の方は自分たちの常識というか、そういう考えから参考意見を裁判官の方に申し上げるんだというような程度に考えていたので、評議とかそういうのを実際一緒に裁判官の方々と話をしながら進めていくんだというのがやっぱり、今終わってみるとそういう役だったんだなというのが一番です。

司会者

では、3番さん。

経験者③

前にお二人言われたような経験と同じなんですけれども、感想とすれば。ちょっと上手にうまく今言えないんですけど、裁判員になって、判決と一緒に考えて下さるわけですね。私いつも、今もやっぱり思っているんですけど、そのときにも裁判長さんから言っていた、裁判というのは一般の社会の中でルールを犯した人にペナルティーを与えるだけなんだよ。私たちはどうしても一般市民の方は被害者の方たちと同じ目線になってしまうので、どうしても、私の事件というのは幸いといったらなんですけど、殺人とかそういう重いものではなかったんですけど、やっぱり何度も再犯を繰り返していらっしゃる方というと、どうにかそれを阻止するようなことができないのかなとか、そういうことをちょっと考えて、それは裁判の量刑にも関係ないというか、裁判ですることではないんだというのがすごく印象に残りました。ただ、私たち一般市民がこういうことにかかわるんだったら、少しそちらの方にも何か反映ができるような結果が、少し意見が出てどうかできたら、もう少し、目的というのは犯罪をなくすのが目的なんじゃないかと思うんですが、そういう反映が何かできればなど、ずっとやっぱりちょっと引っかかっていることではあるんですけど。

司会者

4番さんお願いします。

経験者④

まず、候補に上がりましたという裁判所からの通知をもらってから、実際、じゃ、この事件に出頭といいますか、ここに来てくださいと言われるまで約1年以上間が空いていたもんですから、もうすっかり選ばれたというか、候補になっていることすら忘れていたというのがまず実情でありまして、実際こちらに来てくださいという通知をもらって、あっ、だったと思いついて来た次第でありました。

先ほど1番の方も言われましたとおり、朝来て、たまたまといいますか、選ばれて、そのまま昼からは即裁判に入るといような形で、ちょっと思いもしなかった流れが初日だったというふうに記憶しています。実際、中身を進めていって、最終的に判決というよう形になっていったわけですが、先ほども申しましたとおり、一部被告人の方が内容を認めていないといいますか、一部違っていると主張されている部分もあったんで、そういうところをどういった思いだったのかということもある意味想像といいますか、こうだったんじゃないかということで決めてといいますか、話し合った結果で最終的に刑を決めるということに対して、その後から、本当にそれで我々が想像した思いというのが本人さんがそういう思いだったんだろうかというのを考えたときに、よかったのか悪かったのかということも踏まえてしばらく考えました。

司会者

はい、5番さん。

経験者⑤

日ごろ体験できないことに参加できたことは自分の視野が広がってよかったと思っています。1週間ちょっとで判決を出したんですけど、初め来て、殺人事件と聞いてびっくりして、何日間かは内容をどう判断していいかというので迷って寝られなかったこともありました。最終的には

裁判員みんなで決めて結果を出せたんですけど、今でもこれでよかったのかなという思いは残っています。

司会者

では、6番さん。

経験者⑥

裁判員を務める前というのは、私は一応強盗殺人事件だったんですけども、テレビで報道なんかで見たり聞いたりしていると、やっぱり一傍聴者だと、すごく偏った見方をしてしまっていたんですが、この裁判員を務める間というか、こういった偏った目ではなくて、いろんなことを評議しながら中身まで突き詰めていくというか、そこでやはりすごく勉強にもなりましたし、偏った意見だけではやっぱり違うんだなというのを感じました。

あと、私の場合は、選ばれた日からちょっと日にちが空いて実際始まったので、そういった意味では、ちょっと自分なりに心の整理というか、準備ができていたなとは思っています。

司会者

それぞれの事件が違いますので、それぞれいろんなことを考えられておられるなと思います。4番さん、5番さんの事件は同じでもやっぱりいろんな受け止め方があるなというようなことを思いますね。これで自己紹介代わりということなんですが、お互いにどんな事件にタッチされたのかというのが分かったと思います。

さて、本題に移りますが、今日のテーマは、法廷審理が分かりやすかったかどうかということなんですが、恐らく評議の段階、あるいは判決を準備するような段階だと、もういろんなことで理解が深まって、最終的にはよく分かって、自分も裁判に参加したということだと思うんですね。それはそうだと思うんです。私たちが本当にお聞きしたいのは、法廷での審理

そのもので、例えば、法廷から帰ってくるときに、ああ、分かった分かったという感じになってほしいと思っただけで審理しているんですが、法廷から帰ってくる段階でどんなぐらいだったのかなというのが知りたいんですよ。法廷ではあれって思ったんですけど、後で裁判官に説明してもらいましたからというようなこともよくお聞きする話ではあるんですが、そういう補うことも大事なんですけど、検察官も弁護士も法廷に臨む姿勢としては、法廷で理解してもらおうと、直接もう裁判員にこれを理解してもらいたいということでやっているわけですね。

検察官・弁護士

そうですね。

司会者

そうですね。それがどのぐらいに実現できているかということなんですよ。ちょっと後から振り返ると、自分は大分理解が進んだというようなことになるんですが、ちょっとそのころのことというのを思い出していただくと、我々の改善点が出てくるかなと思います。

それでざっくりと、まず検察官の活動というのに焦点当てたらどうだろうかということで、検察官の側に何か言ってあげることということなんですけどね。思い出しのために、検察官はどんなことを法廷でしていたかということで、検察官の前でなんですけど、最初、起訴状を読み上げましたよね。その次に冒頭陳述ということで、この事件で検察官はこういうことを証拠で立証しようと思っていますという説明をしたと思います。その後で今度はどの事件でもそうだと思いますが、書類になった証拠について、これを今読み上げますから聞いてくださいねということで読み上げていったと思います。その中にはいろいろ現場の説明の写真も含めたようなものもあったと思いますし、いろいろ人がしゃべった内容をまとめた供述調書というようなものもあったと思います。証人尋問、証人調べがあれば証人に

話を聞くというようなことも検察官の活動ですし、被告人質問というのは基本的に弁護人が先に聞きますが、検察官からも質問がありました。それも検察官の活動です。最後、論告求刑ということで事件のおさらいをして、刑について求めるという求刑というのがあったと思います。おさらいをするとそんなところで、ちょっと思い出していただいて、自分の事件のときに、あっ、こういうことあったなというようなことがあればお願いします。

これはもう順番は問いませんので、思い出したというのがあれば、それを言っただけであればほかの人が、あっ、そうだそうだというふうな声が出るかもしれませんので、何か思い出したことがあれば、あるいは質問でもいいですけどね、何かあればどうでしょうか。さっきいろんな注文つけて後で説明受けて分かったうんぬんと言いましたけど、いろいろ説明してもらって分かったというのも含めて、理解するのにちょっとしんどかったというようなのがあればそれが材料になるかなと思うんですけどね。

では、3番さん。

経験者③

検察官の方の冒頭陳述になるんですかね、一応いろんな資料を書いたものを最初いただいたんですが、あと、裁判の間中、ずっと本当に声も大きくてはきはきと、よくこちらを向いて言っただけですごく分かりやすかったんですけど、ただ、私たちが担当しましたのは、覚せい剤のすごく何度もやっぱり再犯を繰り返される方で、結局みんながやっぱり、本人も認めていらっしゃるから何も争うところはないんですが、量刑をどうしようかというときに、一様に本当にやめると言っているけど、本当にやめられるというのが一番問題だったんですね。過去のどういうことがありました、どういうことがありましたというその逮捕されていつ出てきましたとかというのをぱっと言われると、そのとき分かったつもりでも分かんないですよ。ええって、みんな多分評議室に入ってから裁判官の方に言っ

て、たしか黒板に時系列をみんなで思い出してまとめて書いたような気がするんですけど、そのときに一度一覧表じゃないですけども、何かそういうものをいただければそのときにもう少し判断ができたんじゃないかなというのは思いました。なかなか話だけ聞いていて、ぱっと言われると、よく理解がきちっと、本当に時系列の理解ができなかったということがありましたので、後ではきちんとそうしてみんな納得はしたんですけども。

司会者

今のこういうことがありました、こういうことがありましたというのは、何か証拠の内容を紹介するような場面ということでしょうか。

経験者③

いいえ、そうじゃないんです。ただ過去に暴力団でどんなことをしたとかですね、拉致監禁であったとかなんとかということの数々していらっしゃる人なもんで、覚せい剤もやっていて、やめたと言っているけど、どういう経歴がずっとあってどうだったのかなというのが聞いていると、後で考えると、何かちゃんぽんになっちゃうんですよ、自分たちの頭の中で。何か整理して一覧で見られるようなのがあると、もうちょっと理解ができたのかなというふうに思いました。

司会者

ずっと聞いているとというのは、検察官がしゃべるのを聞いていたということですか。

経験者③

そうです。裁判の間は説明して口頭で言ってくださいますので、後でみんなでいろいろ話し合いますよね。そのときに出所したのは何をしていたか出てきたんだっけとかという話になって。

司会者

聞いているだけだと、なかなかそれがどういう意味を持って、どんな順

番で、何があったのかというのを整理しないと、ちょっと分かりにくかったんではないかという御指摘ですよね。裁判官の方で何か補足することがありますか。

裁判官中牟田

先ほど一番最初に言われていたこと等もあるんですけども、今のお話は冒頭陳述というよりも最後の最後のところでしょうか。

経験者③

冒頭陳述じゃなかったんですかね。

裁判官中牟田

最後の話。論告とか、その後のでしょうか。先ほど、刑罰というのはペナルティーということをおの方から話して、それをまず第一に考えますと、本人の再犯していくか更生、ちゃんと立ち直っていくだろうかということも考えますけれども、それは二次的な、あるいは修正要素として考えます。だから一番大事なところは何をやったのかというところが大切です。それはよろしいんですよね。

多分今おっしゃった時系列というのは、直接被告人がこの事件で何をやったかという、そこと直接ダイレクトに結びつくところではなかったのかなとも思います。刑を最終的に決めるときに、またやるだろうか、どうだろうかということが話題になったときに、そこをどこまで立証を検察官にしてもらうのかということにはちょっと工夫していかないといけないところかなとは思いますが。もちろんそのところも最終的にはいろいろな記録を見ながら話題になったかなとは思いますがけれども。

司会者

その辺のことですかね。

ほかの方で。はい、5番さん。

経験者⑤

自分のときの殺人事件のやつなんですけど、検察の調書と本人が殺意を認めなかった点が最後の最後まで結論が出なかったんですけど、結局は可視化を最後の日しかしていなくて、言った言わないを最後まで、検察官は調書をとる段階でちゃんと署名もいただいているし、同意して署名をいただいたという説明があったんですけど、被告の方は全くそれを違えますという感じだったので、裁判員はそれの判決を下すときに迷いに迷ったということがありました。それなので、最後の日しか可視化されなかったというのにはちょっと疑問が残るところではありました。それなので、初めから可視化していれば言った言わないを法廷で争うことはなかったのかなと。しかも調書にサインをしているということで僕たちは調書の方を信じるという決断を下したんですけど、なぜ最後の日しか可視化されなかったのかが疑問に残るところであります。

司会者

今の御指摘というのは、裁判員に判断してもらうにはもともと難しいようなことだったのではないかということでしょうかね。信用性とかね、任意性とか信用性とかいうようなことになるということですかね。

裁判官中牟田

これも難しい言葉になるんですけど、調書が書かれたときの任意性と信用性という話をさせていただいたかと思うんですが、そのときにちょっと覚えて、あんまりどこまでお話ししていいかがよく分からないんですけど、無理やり言われたとか、そういうレベルの話、自分の意思に反して作られてしまったというようなレベルの話と、そうじゃないんだけど、本当にいろいろな理由でうそが交じってしまったというような話と、信用性につながる話と、一応分けて考えられますよねというお話、説明とかいうことはしたのかなとは思っていて、その疑問点、ダイレクトに今の解説できませんけれども、その辺りの説明がどうだったのかなと今考えると、不十

分だったのかなという気はしないではないです。

司会者

後で裁判官のことについてはまたコメントさせていただきますけど、今の御指摘というのは、そもそも裁判員にとって取調べのときのことってなかなかよく分かりませんよということだろうと。いろいろこういうことありました、こういうことありましたと言われても、どういうふうに判断したらいいのか戸惑ったということであれば、分かりやすかったかどうかということについて、検察官の方でもそういう場合は相当気をつけないと悩ませることになるということになるのかなと、分かりにくいのかなということですね。

検察官

今おっしゃったように、取調べのときのこと法廷で問題となって、検察官が、「あなたは法廷ではこう言ったじゃないですか」「いいえ、違いますよ」といったときに、それだけを聞くと、1対1でどうやってそれを、どちらが本当なのかということ立証しなきゃいけないという場面、私もよく経験をして、5番の方がおっしゃったような録音録画の過程をもっと広げれば解決するというのの一つの考え方だし、そのとおりの面はあると思うんですよね。ただ、我々は録音録画をどこまで広げるかについては、プラス面だけでなく、マイナス面もあるだろうと。捜査というのはまだ分からないものを解明する、そのときに相手にしか分からないことを語ってもらうときに録音録画が効率的なんだろうとか、そういったようなことも含めて考えています。

それはさておいて、じゃ、録音録画すればいいというのも一つの考えだとは思いますが、それ以外にもっともっと我々は取調べのときの雰囲気を出して、具体的に想像していただけるような質問をして、そして、ああ、これは検察官の方が言っている方が正しいとか、これは被告人の

言っていることもあながちうそとは言えないぞとか、そういったことを立証しなければいけないという意味では、恐らくは我々の立証の成果に問題が残ったという点で我々反省しなきゃいけないんじゃないかなというふうに、そういうふうに私は聞きました。

司会者

立証する事柄自体が、なじみのないところでというところでしょうか。

はい、2番さん。

経験者②

2番ですけど、ちょっとお話が難しいお話で。冒頭陳述ですかね、この際、登場人物という大変ですが、関係者がたくさん出てきて、関係がよく分からないわけですね。短い期間でもありますし、特に一番最初に、たしか私のときには検察官の方から関係者の相関図みたいな図面がたしか提出されたと思います。あれがないとさっぱり分からなかったところだと思いますけど、ちょっと色がつけてあって、最初それでされたので、理解するのに非常に役立ちました。特に私がしたときには、事件の中の1人の未成年の方だけを被告人にした裁判でしたので、関係者はその次の週だったですかね、また続きの裁判というか、そちらの方がありましたので、その中の1人の人ということがありましたので、関係図というか、それが非常に助かったというのがあります。

司会者

登場人物とか、場所も何かたくさん出てきたということで、そういう事件をどんなふうに分かりやすく証拠を立証していくかというようなことというのは一つの課題だろうと思います。その方法として、証拠を整理してうまくポイントをついた証拠にしていくというのが一つの方向だと思うんですが、もう1つ、ずっと書類を読み上げるだけで本当にそのままずっとついていってもらえているかなというのもあるんですね。6番さんの事件、

どうも証拠書類を読み上げるという時間が4時間ぐらいあったというようにことのようなんですが、どんな感想を持たれましたでしょうか。

経験者⑥

検察側の方から読み上げるときですね、すごく長かったというのはみんな、私たち6名の裁判員と、あと補助が3名いたんですが、すごく長くてですね、モニターでもその内容の説明もあって、検察側の方からも読み上げるのと、あとこういった調書の陳述書みたいなこんなのもいっぱいたくさん書類をもらって、すごく内容は事細かに書かれてあったので、内容的にはすごくよく分かって、どうだったかなということもなく、すごく何ですかね、親切なというか、内容もすごく私たちは理解できたんですが、裁判のときに検察側が読み上げの時間が長かったというのと、同じことをやはり何度も私たちは聞いているという感じを受けたので、時間ももうちょっと短くてもいいんじゃないかなというのと、何度も同じことを言っていたような記憶がやっぱりあるんですね。それはちょっと必要ないのではないかなというのもみんな同じ意見でした。

司会者

今おっしゃった読み上げた後に何か紙が出てきたんですか。その陳述書というようなものが出てきたということはありませんか。

経験者⑥

いや、時系列ですか。

司会者

時系列の、何かメモのようなものということですか。

裁判官田中

恐らく各調書に1枚ずつぐらいの時系列表にまとめたものがありまして、多分その調書を調べた後に裁判員の方には手元に時系列表だけが残るという形になっていたと思います。

司会者

先ほどの問題意識で、聞いている段階で、あっ、そうかそうかというふうに分かったかどうかというようなことについては、何か感想ございますか。

経験者⑥

聞いているときに内容はもうちゃんとみんな理解していたと思います。ここが分からなかったなということもなかったですね。きちっと説明というか、本当に事細かに説明というか、読み上げもされていたので、分からないとか何かそういうことはなかったんですけれども、ちょっと時間が長かったのかなというのはやっぱり感じましたね。

司会者

私たちが時間も気にするのは、必要と思って細かく説明するようなものも残すんだけど、それをずっと読んでいると、残っているかなとか、それがどういう意味を持ってどういうふうに事件のために意味が出てくるのかというのまでそこで分かるんだろうかというようなこともあるんですよ。聞いていると、言っていることは分かるよというのはあっても、それでどうなのというのが、どんなふうに理解されているのかなというのがあるんですね。何のために今聞いたのかなって。後で時系列でちょっと補うとか、そういうことがあったということでしょうかね。

ほかの方で、法廷での審理というのはずっと読んでいるのを聞いているような感じという場面というのがあったと思うんですが、その辺りで、普段何があったのというのは、普段の生活でいうときに、読み上げるのをずっと聞いて、あっ、そうかそうかというのはあんまりないと思うんですけどね。読むというのもそうですし、直接聞いてもらって、どんなだったんですかと聞いて、直接質問するとか、そういうようなことかなと思うんですが、法廷というのは、これは大事な証拠ですからよく聞いてくださいね

ということで読み上げて聞いていると、それが法廷のメインのような証拠調べみたいになっているんですが、それについては何か、分かりやすさという観点からですが、どうだったんでしょうか、何か感想でもあれば。

経験者④

私が担当した部分に関しましては、そんな今言われた4時間もという時間はたしかなかったというふうに記憶していますが、大きな声で分かりやすく順を追ってといいますか、説明をされていたなという部分は率直に感じました。ただ、どうしても専門的な部分とか言葉うんぬんはどうしても分からない部分は、もちろん我々素人なんで、ありはしましたが、そういうような形で大きな声で説明はしていただいていたかとは思いますが、どうしても書かれている部分を多分読み上げているのかなという部分で、時間をもちろん考えていらっしゃるんでしょうけど、どうしても早口になってしまっている部分も若干あるのかなという部分も感じられる、もちろん一個人の考え、感じ方はあるんでしょうけれども、そういう部分に若干早口になっていらっしゃるところも感じられたんですね、そういうところに関しましては若干工夫をしていただければなというふうには感じました。

司会者

時間を短くするために、早口というのは聞きにくくなるからちょっと考えなきゃいけないと思うということですね。

検察官

4番の方が担当した事件を担当した検事はうちで一番大きい声なんですけれども、緊張すると早口になる。それは欠点です。

司会者

でも、いい指摘ですよ。もう1つね、短くするためには、もともとある証拠を必要なところだけ残して、あとは削ってというようなやり方がある

るんですけど、感想のアンケートをみると、部分的に残したということでも、必要なところだけ残されるとつながりがうまくいっていないこともあったというようなことも言われる方もおられるんですが、そんなことありましたかね、何か聞いていてあれって、ちょっとつながりがスムーズでないというようなことというのは。あんまり記憶はないですかね。

次に、証人や被告人に対して直接裁判員は質問できますよということをやっていますが、直接御自分でも質問されましたか。質問された方、どんな感想だったかなということでもちょっとお聞きしようかなと思うんですが。では、1番さん。

経験者①

まず、控えのところでいろいろ裁判員と裁判官と調整するわけですが、そこでいろんな意見を出して、そして、それでは直接質問をしてくださいとか、これは私の方で一括してやりますとか、そういうしやすい雰囲気でありましたので、よかったと思います。だけど、やっぱり3日間あったわけですが、たしか2日目が被告人への質問だったと思いますけれども、やっぱりああいうところは何回も行っても緊張して、思っているところの5割か6割ぐらいしか話せなかったというのが実情ですね。だから、もし次選ばれたらまたしたいと思いますが、そのときにはまたちょっと練習したいなと考えております。

司会者

ほかの方で、分かりやすさのテーマで、やっぱり質問してよかったなというようなこととか、あるいはほかの人の質問で聞いていて、あっ、なるほどねという、そういうようなことというのは何か思い出されることありますか。はい、もう一回、1番さん。

経験者①

質問をしたわけですが、やはり直接被告人が答弁するわけですね。

それを聞いていてよかったなとか、それと、ほかの人も何人かありましたが、自分で考えていること、そういうのがあって、そういうのができるというのは非常にいいあれじゃないかなと思いますね。

司会者

直接聞いてみて、ああ、なるほどというようなことがあったということですかね。

ほかの方も質問されましたか。うなずいておられるんで、ちょっと3人の御方で、では、6番さん。

経験者⑥

質問できてよかったなというのと、何回かちょっと被告人とのやり取りでという感じもあったので、緊張しながらも1対1でそうやって質問ができて、そうですね、こういう答えが返ってくるであろうなという答えは返ってきたんですけど、そういった意味では、やはりすごくいいんじゃないかなと思うんですけど。

司会者

分かりやすいというのは、理解できるというのに加えて、自分が考えるのに、自分の意見を持つのに、あっ、そうだ、そこからそうだったらこうだというようなことで考えるときの役に立つかどうかということはあると思うんですね、分かりやすさと。質問というのは自分で本当に聞きたいところを聞いて返ってきたと。聞き方は難しいんですが、そのやり取りが自分の意見を考えるときに役立ったという感じですかね。そういう意味で、質問を活用すると分かりやすくなるということでしょうか。

次に、弁護人の活動ということに入りますが、弁護人の活動に関しては、アンケートの結果を見ると、一般的に、検察官と弁護人だと弁護人の方が分かりにくいというような傾向になっています。弁護士会の弁護士の先生方もそれを非常に気にされていて、何とかしなきゃいけないということで

考えておられるんですけど，もともと検察官は専門的に裁判員の事件を担当されるといことで一件一件経験を積んでいかれるんですが，弁護士の先生方はその事件ごとに担当すればそれでやるけれども，いつもいつもやっているわけじゃないという，そういう立場の違いがあります。ただ，いろいろこういう機会にしっかりお聞きしてということで，辛口なコメントを期待されているということですので，お願いします。

弁護人の活動についてもおさらいしますと，最初に弁護人がしゃべるのは起訴状のとおりですかというときに，そうですとか，いや，違いますというのを被告人の後に言うのと，それから，やはり冒頭陳述ということで，弁護人としてはこういう事件のことを立証したいと思っていますという説明をされますよね。それから，証人がいれば証人尋問するということ，被告人に対しても質問するということ，最後に弁論と，論告のあとの弁論で弁護人の方の事件に対する見方を説明するという，出番としてはそういうことなんですが，弁護方針といいますかね，検察官はこれを立証しますよということで証拠で立証してくる。弁護人というのはその事件ごとに，弁護人というのはどういう立場かなというのも必ずしも，何といいますかね，被告人のためという大きなのはあるにしても，何を言おうとしているのかとか，何を求めているのかということもその事件ごとにさまざまなものですから，その辺りでまず分かりやすさということからすると，弁護人の言わんとしていることは何かという，その辺りがまず何となくでも分かったよということになるのか，もう何か最後まで分かりませんでしたというふうになるのかというね，その辺りからいろいろ分かりにくいと言われていることの原因を探っていきたいと思うんですが，自分の事件で弁護人の言うことも，その立場からすればもっともだなというようなところまで分かったかどうかということからなんですけど，どんなものでしょうか。弁護人はこうですよというのがもしあれば，それから出していただいて。

裁判官中牟田

例えば、4番さん、5番さん辺りですと、事実関係が大まかなところでは争いはないんですけども、ビデオテープじゃないですけども、再生じゃないですけども、細かなところでは争いがあったり、それに関連して、動きに関連して殺意があった、なかった、あるいはもう少し進みますと、少し難しい言葉、正当防衛といえれば簡単、日常的にも使うんですが、正当防衛とか、あるいは誤想防衛というような話も話題になってきていたと思いますが、その辺りの主張、あるいは立証ですね、これがうまく弁護人の思いが伝わって、あるいは理解できておられたのかなというのは興味のあるところなんです。

司会者

では、4番さんどうですか。

経験者④

確かに今おっしゃられたとおりに、大まかな部分では間違いというか、争いはたしかなかったのかな。ただ部分部分の思いという部分が若干本人、被告人の方との思いと違うと。それに関しまして、弁護人の方がどうこうという形でももちろん弁護をされていらっしゃったかと思っているんですけども、我々素人なんで、もちろん弁護人の方というのは刑を軽くするというわけではないんでしょうけれども、そういう形で恐らくこうだったんだよねという、いい方という言い方が合っているかどうか分からないんですけど、そういうような形で言われていたと。今言われたとおりに、正当防衛、もしくは誤想防衛でしたかね、そこの話をももちろんされたんですけども、逆に検察の方よりも分かりにくかったというか、そういう部分で我々が何か、もちろん想像していた正当防衛というのとまるっきり違う考え方なんだなというのを最初から知らなかったもんですから、そういう部分で余計に分かりづらかったといえますか、そういう部分は確かにあった

のかなというふうには感じました。

司会者

この点について何かありますか。

経験者⑤

ボードを使って弁護士さんは心の部分を説明してくださって、精神的な部分を初め、中、終わりと一つ一つ丁寧に説明してくださったんですけど、理解に苦しむ説明だったなど。より一層迷いに迷ったなど。

司会者

ほかの方で思い出されて、弁護人の活動ということで、ちょっと分かりにくかったよということがあれば、あえて言っていたければ。

経験者①

私の担当は放火事件ですけれども、これは検察官の陳情もほとんど被告人が認めている事件でありまして、そして、弁護人の方もそれに伴う説明があるんですけれども、心情的な部分の説明で、実際やった罪内容はほとんど認めている状況なので、特に抵抗は感じなかったですね、私たちの事件は。

以上です。

司会者

さっき検察官の声の大きさというのが出てきましたけど、弁護人の声の大きさとかいろいろ、滑舌とか、基本的なところも含めて何か気がついたことがあればと思いますけど。どうでしたか。

経験者③

滑舌が悪いというわけじゃないんですけど、事件自体が争うものは何もなかったんですね、私たちのものというのは。多分弁護士さんもどう弁護するって、本当に覚せい剤ですので、いわゆる覚せい剤を使った常用性の、それで刑を軽くするという言い方なんです。正直、検察官の方はやっぱ

りすごく気持ちが伝わってきましたけど、弁護人の方というのはお二人いらっしゃったんですが、割と淡々と、だから刑はこっだけ短くなるのよという言い方だけに何か終始していたような気がして、あんまり争えないからなのかなという感じはちょっと持ちましたけど、すごく、あんまり淡々とされていたなという印象はあります。

司会者

そういえば思い出すということがあれば。

経験者⑤

弁護士さんが勾留中のことについて説明をしてくださったんですけど、被告の方に弁護士さんがつくことがなかったんだよということをアピールしたんですけど、それは、つけば内容は変わっていたのかというような言い方に聞こえてしまうので、それだったら最初からついてあげて弁護してあげればよかったのかなと。つかなかったということを初めに言われるんだったら、ついてから取調べをされたらよかったのになと思いましたけど。

司会者

そこが意味が分からないまま終わってしまったと、何を言わんとしたかということに通じるんでしょうかね。

ほかの方で何か、もうこうなると弁護士さんたちに言ってあげることというふうなことになるので、今後のためにという、気がついたことがあれば。

裁判官中牟田

これは弁護士先生さんによって違うと思うんですけども、書類を棒読みされる方と真正面に出て弁論、話される方と、いろいろおられたと思うんですね。メモを見ながらおっしゃる方と、初めから書類を最初から最後までずっと棒読みされる方と。その辺りは何か御印象に残ったところはないでしょうか。

司会者

どうでしたか。

経験者③

やっぱり棒読みされると気持ちは伝わってこないですよ。一生懸命弁護してくださっているんでしょうけれども、さっき言いました淡々としていらっしゃる印象しかちょっと持てなかったです。

司会者

何か思いありますか、6番の方。

経験者⑥

私も3番さんと同じような意見なんですけど、弁護士さんなのかなというような感覚でした。ちょっと印象が薄かったというのがあったというか、やっぱり検察側の方は印象にすごく残っているんですが、弁護士さんの方はやっぱり2人いらっしゃったんですけど、弁護をしているのかな、されているのかな、ごめんなさい、厳しいような言い方なんですけど、何かすごくそういう印象を受けて、何かこう、ちょっと印象的にはよくなかったかなという感じでした。

司会者

2番さん、何か言ってあげられることありますか、弁護人のところで気が付いたこと。

経験者②

なかなか思い出しませんけど、多分専門家でいらっしゃるので、私が担当したこういう事件なんかも大体どういうものというのがお分かりになっていらっしゃるんじゃないかなと、そういうところから来ているものがあるのかなと私は思いましたが、ちょっと弁護士さんの方でよく思い出せません。

司会者

次は、裁判官の進め方についてということなのですが、これは進め方というのは公判審理の進め方もそうですし、評議の進め方もそうです。あるいは説明の補足説明とか手続の説明とか、いろんな場面があったと思いますが、これも分かりやすくなっていただかどうかという、そういう観点からちょっと振り返っていただいて、フィードバックをいただきたいと思います。辛口のコメント大歓迎ということでございますので、お願いします。

どうでしょう、順番に行くと、いろんな説明していただいたけれども、ちょっと説明ぶりどうだったかと、よく分かったかどうかという、そういうようなもの、それから表現の進行ぶり、話しやすいような進行をしてもらえたかどうかというのがメインになるのかなと思うんですが、何かその関係で、ここはというところがあれば、もう洗いざらいここでちょっと言っていたらいいかまいません。

経験者④

話しやすさとか、その説明の仕方等々、大分工夫をされて、我々素人に分かりやすいように説明もしていただいていたかと思いますし、休憩も適宜入れながらいろいろ時系列を追って詳しく説明をしていただいていたのかなというふうな印象を持ちましたので、大分、我々以上に恐らく気を使われていた部分が多いのかなというふうには思っています。

ただ、質問に対して答えるんですけど、それはなぜですかって聞かれると、そういう受け答えって我々あんまりなれていないものですから、そういう考え方は持っていないので、それに対する即答がちょっとできなくて、答えはそういう答え、じゃあ何でなのというのをうまく表現しづらいというか、できない部分の中で、やっぱりちょっと戸惑ったというか、うまく表現できなかった部分があったと、振り返ってみるとあったのかなというふうに思えるので、やはりそういうところを、もちろんそういう部分、何でなんだろうという疑問といたしますか、それが必要なんだとは思っている

ので、そういう部分でもうちょっと、どうしてほしいというわけではないんですけど、何か一工夫あったらなというふうには思いました。

司会者

何か思い当たることがあれば。

裁判官中牟田

常にということではないんですけども、皆さんいろいろかなり限定された証拠の中で、あるいは被告人と証人と、例えば、意見が違う、そのときのことが違う、言っていることが違う、いろいろ想像されて、それはそれでよろしいと思っていて、最初の段階ではいろんな、まずざっくりとどんなふうに思われますかということを探ねるんですが、一つ一つやはり事実認定をしていくという段階になりますと、単なる思惑といいたいまいしょうか、想像だけではなくって、結局は証拠に基づいて積み上げていくのが私たちの仕事なので、それで恐らくもしかするときつい言い方になって、それはどういう証拠からそんなふうと考えられましたかというようなことを探ねていたのかなという気がいたします。ひとつ探ね方、言葉の使い方なのかなという感じも受けますね。

司会者

裁判官の側はそういう気持ちだったということですが、もしそれが、そんなことを一々聞かれるんだったら、もう言うのをやめようかなとなっちゃうと困るので、それはよく考えておきましょうということで、今のいい指摘をいただいたと思います。ほかにも同じように、ああ、そう言えばというのが、ちょっと気になったんですけどというのがあれば、ちょうどいい機会なんですけど、いかがでしょうか。はい、1番さん。

経験者①

今4番さんが言われたのと全く一緒ですけども、最後の評議、そして判決を出すまで、その協議の中で、裁判官の方が我々の素人の意見を引き

出しやすいような雰囲気づくりを我々の事件はしてくださったんです。そして、こういうのは初めてなんですよ。だから、裁判いろんな判決を出すのに、ちょっと我々一般の経験していない前の考え方というのは、やっぱり法律、規則に基づいて四角四面にこういくんだらうなという感覚を持っていましたけれども、今回裁判員をしまして感じたのは、やっぱり民主的と言うんですかね、やっぱり一般の人と変わらないいろんな意見を出し、そして繰り返しますけれども、そういう雰囲気づくりをしてくださって、そして評決したんですけれども、非常によかったというふうに、あと最初選任されるときいろいろ考えましたけれども、最後やっぱりすがすがしい気持ちで終えて、まあよかったなというのが今思っている感想であります。

司会者

ほかの方で、進行について何か。いかがでしょうか。

裁判官中牟田

例えばなんですよけれども、途中で私どもが、その点についてはもうこの辺でというような何か先を急ぐような、もう少し議論、そこをしたかったのに何で次に移ったのだらうというような、評議する段階、皆さんには一番最初の段階でこういう順番で評議していきますと、この点についてまずやって、順番をお示しして進めていっていたと思うんですけど、もしかすると、私どもの方で何かそれに縛るような印象を与えて、そこはもういいですよというふうなことで、無理やり進めるという印象を与えるような、そういうことはなかったんだらうかなというところを伺いたいと思うんですが。

司会者

いかがでしょうか。特になかったということですか。この進め方ということの中で、話しやすさというのとは別に、もうちょっと議論した方がよかったのにというふうなことがもしあればということも大事な視点だと思います。

うんですが、十分に議論できたという感想を持っておられるかどうかという、そういうことにもつながると思うんですが、その一つがちょっと時間に追われたようだったということになるのかもしれない。どうですかね、十分にいろんな意見を聞いて、自分も意見を言ったと、そういう感じでおられますか。皆さん、議論は十分にできたということによろしいですか。

アンケートの中で、話しやすさはどうでしたかということで、3段階で書いてもらっているんですが、それは話しやすさというのは主観的なものだから人によって受け取り方は違うのかなとは思いますが、見ると3ランクの中の一番上ばかりではないと、中の方もあるということが見られるんですが、御自分はどう付けられたかは別にして、自分の同僚である裁判員の方々の中で、話しやすさの点についてはちょっと中ぐらいだということをおっしゃった方がいるようなんですけど、この点がこれだったら全員一番上になるのになというようなことがもし言っていたら、それはすごく役立つだろうと思うんですが、何かありますか。その人によって受け取り方が違うので、何ともということはありませんけど。

裁判官中牟田

その点につきましては、やはりいろいろな方がいらっしゃるんで、皆さんと最初からウマが合うみたいにお話できる方となかなかお話が、言葉が出てこない方が中にはいらっしゃる。そのときに私どもはやっぱり専門家というふうに見られているので、裁判員同士、あるいは裁判員と補充員ということでお話、雑談とかも休み時間とかにもしていただいたり、あるいは評議の中でもお互いに意見を、あるいはこれはこういうことですよということも補足していただいたりということもあって、そういうことも話しやすさということについては皆さん自身の中で作っていただいている、支えていただいているといいでしょうか、そういう感じを私は思っているんですが、何かそういうことをしていただいていたような気もするんです

けれども。

司会者

そういう関係で何かありますか。

経験者⑥

そんな話しにくいとはなかったです。すごく何でも、何でもというかざっくばらんにいろんな話もできましたし、裁判員と裁判官の方々も一緒にですね。すごくそういった意味では、ああ、行きたくないなとか、足運びたくないなというのは全くなかったですね。

司会者

そういう話しやすさという、何でも話していいということの背景に、評議の秘密というものがあって、何話しても外に出ない、だから何言ってもいいんだって制度になっているんですが、そんなのはどんなふうに思われますかね。逆に考えるとよく分かるんですけど、もし評議の秘密がないと、中途半端な意見を言ったのに何か周り回ってどっかに出てしまうことがあれば、ちょっと言うのをやめておこうかとかかなると思うんです。話しやすさということを支えるものというふうなことでいろいろ工夫されているんですが、3番さん、思い切って言えたという、そういうことでよろしいですか。

経験者③

多分、私たちも呼ばれて来た日にもうすぐ始まったんですよ。ですから、確か6人と補充の方が2人いらっしゃって、8人ですよ。その日の朝会ったばかりの知らない方たちばかりなんですけど、多分みんな選ばれて、なんだかんだで手続しているうちに、きっと肝が据わったのかなと思うんです。すごく、本当に何のあれもなく、もうそれぞれすごくお若い方もいらっしゃいますし、私たちみたいな年配の者もいますし、主婦の方もいらっしゃったし、なんですけれども、私もみんなあのとき全部が終わって

からアンケートをちょっと書こうかというときに、皆さん同じような意見で、すごく、本当さっき言われたみたいに私たちよりか多分すごく御三方が気を使われていただいていたというか、3人の役割分担がすごくよくできていたみたいなんです。うまくまとめて黒板に整理をしてくれる方とかですね。私たちは素人ですから、ただそれについて思い付いたことをただだらだらだらだらばらばらばら言うだけです、言うものをうまくまとめて頭の整理をしていくというか、何かそんなふうにならうまくできたみたいで、みんな言葉を、本当ちょっと引っ込み思案の方もいらっしやったんですけどね、それでもワーワーと言っているうちに、やっぱり自分の意見はきちっと恥ずかしそうにならうでも言うてくださったりして、だから、すごく雰囲気はよかったし、意見が言えないままで不十分で終わった方はいないんじゃないかなと思いますけど。

司会者

この点については自由に言えた、伸び伸びと思いきり言えたということでもよろしいですかね。今私がちょっと言い掛けたのは、そういうような雰囲気を作るというのは、裁判官のいろんな進行具合というのがありますが、ここで言ったことはもうそのまま外へ出ないと、だれが何を言ったかということについて出ないという保証があって、だから、もう恥ずかしいことも言ってみんなに聞いてもらってというふうな気持ちになれるということになったと、それはそうだろうということでもよろしいんですかね。終わった後で評議の秘密についてちょっと何かプレッシャー感じるとか、そういうことはあるんでしょうかね、終わった後の。日常生活に戻ったときに評議の秘密を守ることに何かプレッシャーってありますか。特にありませんか。

時間の関係がありますので、これで最後の項目になるんですが、全般に関する意見などということで、特に、先ほども概括的な御意見をいただい

て、今後なれることがある国民に対してというふうなこともあったんですが、特に、3年過ぎて、だんだん制度が周知されてはいるものの、何かこう選ばれたらどうなるのかなというふうなことで不安を持っておられる方というのは結構おられるんじゃないかと思うんです。そういう人たちに対して経験された方というのは非常に、まだまだ貴重なといいますか、そこから得たもので、特にそういう方々に対して何か言ってあげたいということがあればということで、また順番に行きましょうか。はい、1番さんから。

経験者①

これから裁判員になる方へのメッセージということですが、自分の体験から言って、もし候補、選任されたときには、もうすぐに時間を空けずに法廷に出て体験をするわけだから、やはりそういう覚悟を、すぐ本番に出るんだよという、そういう覚悟を持ってもらいたいということ。

それともう一つ気になるのが、守秘義務というのがありますよね。それが頭の中でどこからどこまでしゃべっていいのか、どこからどこまではしゃべっていけないのか、その辺の判断がつかない。そこがちょっと考えましたね、精神的に。だから、その辺の整理が必要、そこを二つ克服すると、まあやった方がいいんじゃないかと、そういうふうに思います。

司会者

2番さん。

経験者②

そうですね、要するに常識的な線で務めていただければということですね。何かやはり裁判所に来るというので、何か難しいことにとというのがみんな思って来られると思いますけれども、実際参加してみると、何か難しい法律用語を理解しないととても務まりませんというようなことではないので、常識的な感覚で来ていただければ十分務まることだというふうに思

います。

最初やっぱり選ばれたときに、ちょっと話変わりますけれども、仕事との都合で、やっぱり最初はそう思いました。特に月末近くだったので、次の週だったらなとか、来月だったらよかったのになとかいろいろ考えたこともありましたけれども、しかし1週間、まあ木曜日まででしたけれども、担当してみて、いい経験だったなというのは思っております。

司会者

では、3番さんお願いします。

経験者③

私も、今まで全然タッチしていないときというのは、やっぱり何か事件が起きても人ごとなんですよね。自分に関係ないようなところで起きているとしか考えていなくて、だけど、実際に自分でやってみて、確かに関心はすごくわくようになりました。だから、被害者とか加害者のこともやっぱり考えますし、何より裁判員裁判だったら裁判員の方のことをやっぱり考えるように、自分だったらどうしようとかと考えるようになって、こんな言い方はあれですけど、幸いそんなに、ものすごいようなプレッシャーの事件ではなかったのですが、このごろよく大きな事件がありますよね、本当に素人で判断ができるのかなというような、ああいうのに当たったり、それから長期だったりとかとすると、本当にどうしたらいいんだろうというのにはすごく思います。だからどこまでが裁判員なのか。それと裁判員だから、一般の国民が入るから少し量刑も多分変わってきているだろうし、そういう面でやっぱりプラスにもなっているのかもしれないんですけど、単純に私はすごくいい経験させていただきました。ただ後がどうなのか、全部でいいのかはちょっとすごく考えます。その身になって、自分がそういう事件のときに選ばれたらどうしようというのはやっぱり不安はありますね。

司会者

4番さんよろしいですか。

経験者④

結論から言いますと、選ばれたらすごくいい経験ができるんじゃないかなというふうに思っていますので、そこに関しましてはぜひとも参加じゃないといえますか、していただきたいというふうには思います。

ただいま3番の方も言われましたけど、もちろん我々が担当したのが実質1週間ちょっとが長かったのか短かったのか、その担当する裁判の内容とか、あと期間といいますか、最近で言うと100日間ぐらい拘束されたというのもありましたので、それがどういう部分に自分が選任されるかが分からないというのが非常に不安な部分というのが絶対あると思うんですね。たまたま自分が受けたというか、選ばれたのが1週間ちょっとだったので、そこまで仕事のにも、会社にも若干もちろん迷惑をかけるものの、何とかできたのかなというふうには思っているのですが、そういうところがもちろん心配な部分なのかなという気はありますけども、最初申しましたとおり、せっかくの機会なので、できることであれば試してみてもいいんじゃないでしょうかという意見です。

司会者

はい、5番さん。

経験者⑤

結果を導き出すときに、情に流されて事実を曲げて結果を出さないでほしいなと。あくまでも事実からだけにて結果を出してほしいなという思いがあります。

司会者

はい、6番さん。

経験者⑥

まず裁判員になったら、いろいろなことを考えるかもしれないんですけど、気構えずにというところすごく軽いような感じがするんですが、自分一人ではないですし、ほかにも何名か裁判員の方もいらっしゃるし、裁判官の方々がやはり自分たちのやりやすいように進めていってくださるので、いろんなことを考えたり心配される方もいると思うんですが、それはなかったらなっただけやっぱり、自分のやはりできることというのを本当に良識ある考えでやっていけるものだと、私にもできたので、皆さんもできると思いますので、ぜひやはりやっていただきたいなと思います。やはり裁判員をしてからのいろんな見方というのも自分は変わりましたし、いろんな事件とかやっぱりテレビや新聞などで見た事件なんかにもすごくやっぱり関心を持つようになりましたので、そういったことはやはりすごくいい経験だと思います。

司会者

はい、ありがとうございました。それでは、法曹参加者の方々からコメントをいただこうかと思いますが、よろしいですか。

検察官

皆さんが全員裁判員を経験したことについては意義あることだったというメッセージをいただいて、大変幸福に思っています。正直なところですね。でも、いろいろな御指摘いただいたこともあって、我々まだ立証の技術についても十分である、完璧だというふうなことは全く思っていないし、また法律も変えていかなければいけない部分ももしかしたらあるかもしれないしということで、ますます研さんを積んで日々努力していきたいと思いますので、今後とも見守っていただけたらと思います。本日はありがとうございました。

司会者

では、弁護士の立場から。

弁護士

今日は貴重な御意見をいただきありがとうございました。今日いただいた意見を弁護士会の方に持って帰りまして、今後さらに裁判員裁判が分かりやすくなるように弁護士で協議をしまして、研修を積んでさらなる努力をしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

司会者

裁判官の立場から。

裁判官中牟田

今思っていたところでありますけれども、皆さん方、裁判員あるいは補充員の皆さん方自身が本当に誠実にまじめに事件に取り組んできていただいて、それで裁判官とか法律三者だけが空回りするんじゃないかって、取り入れながら充実した審理、これからも工夫をしていって、ますます裁判員裁判が充実したものになるように精進していきたいなと思っております。どうもありがとうございました。

司会者

はい、田中裁判官。

裁判官田中

よく外で、この法曹三者以外の方とお会いすると、裁判員裁判って裁判官にとっては大変でしょうというふうに言われるんですが、私は1年間経験してみて本当に、むしろ裁判員の方に教えられることばかりだったなというふうに思いますし、やっていく中でどうやったら皆さんに分かりやすいのか、もっとああすればよかったんじゃないのかということを常に考えていたことが本当にプラスになったと思っております。本当にありがとうございました。

司会者

これで終了ということになります。今日は長時間、それから遠くからの

方もおられると聞いております。ありがとうございました。改善のための材料をいただきました。これから三者で協力してよりよい、より分かりやすい裁判を目指して頑張っていきます。よろしく御協力ください。

第2 報道機関からの質疑応答

司会者

それでは、30分ぐらいということで質疑応答を進めていきたいと思えます。幹事社の方は真ん中におられるんですね。はい、お願いします。

毎日新聞

今日はお時間をとっていただきありがとうございます。

まず1点目から質問をさせていただきます。裁判員制度について改善かした方がいいと思う点について、1番の方からお願いします。

司会者

はい、では順番にいきましょうか。

経験者①

改善ということですが、私の体験から言うと、その日に選任され、そして大まかな事件の状況を見て、すぐ法廷の方に出るわけですが、その時間がもうちょっと欲しいなと思いますね。というのは、心の余裕もできないうちにもう始まってしまって、最初は出た瞬間とか、もう頭の中は真っ白ですね、もうちょっと時間が欲しいなと、そういうのを感じますね。

経験者②

特に改善の方法というのは思い付きませんが、かかる日数とか、あるいは選任されない理由とか、認められる理由とか、そこらをもっと具体的にあって、こういうことは不可能かもしれませんが、そこらで選択できるとか、そういったのがあればいいかなとも考えますが、ちょっとそういうことをやっていると実際はできないのかもしれない。

司会者

選択って何の選択ですか。

経験者②

今回は4日間でしょうけれども、次のものは例えば、30日かかる。そういったのを自分の・・・。

司会者

そっちの事件だったら出ますよと言えるということですかね。

経験者②

はい。

経験者③

私もちょっと改善をこれというのは分からないんですが、やっぱり仕事をしていらっしゃる方も当然ですし、無職の方もいらっしゃるでしょうし、どうしても何日かかるというのは事件によって二、三日で済むようなものじゃないというのも当然あると思うんですよね。だから仕方がないとは思いますが、たしか私、3回目なんです。最初の2回は仕事上どうしても来れなくて断って、で、3度も実は来たんですよ。一昨年の11月に選任されましたよとまず通知が来て、で、ちょっと忘れていましたら、何月でしたかね、去年2回来て、で、2回で終わったと思ったんです。12月が過ぎましたから。そしたら1月にまた来たんですよ。たしか、選ばれましたと来るときに、何日間という日程が入ってきます。なものですから、前の二つぐらいはちょっと、ああ、そう言えばもうちょっと長かったかな、単純に長い事件ってちょっとややこしい事件かなとちょっと思うものですから、で、3度目のときに、もちろん難しいから断るじゃなくて、本当に仕事の都合でどうにもできなくて前の2件は断ったんですけど、今度はひょっとしたら断る理由にはならないかもなと思いながら、実はちょっと日数が少なかったんで、それもこれぐらいだったらオッケーできるかなと思

ってオッケーしたんです。本当に日数とか、それで受ける人たちの仕事の都合とかでやっぱり、当然断れるのは断れますし、仕事の事情でどうしてもというのは拒否はできる制度ですから構わないと思うんですけども、長くなるとやっぱり困るだろうなどは思いますね、どうしたらいいかわかりませんが。

司会者

最初の2回までは辞退をされたということですね、それを認められたということですね。辞退の場合は、さらにまだ候補者名簿に載っているから、また呼び出しがあってということで、3回目は何とか出していただけたということですね。

4番さん、よろしいでしょうか。

経験者④

制度といたしますか、選任の方法といたしますか、になるかと思うんですけど、最初の会議の中で私申しましたとおり、今3番の方と同じように、1年以上前の11月ぐらいに来て、忘れたころに来てくださいというような形で来たので、結果的に約1年以上空いてしまいました。なので、もうちょっと忘れないうちにといいか、何か違う選任の方法といいか、それがもしできるのであればそうしていただくのも一つの方法なのかなというふうには個人的に感じました。なので、制度の改善ではないと思うんですけど、一応そこを感じました。

司会者

はい、5番さん。

経験者⑤

僕も選任の手続なんですけど、やはり拘束期間が長いと公平にみんな参加できない方もいらっしゃるの、その点を改善していただきたいなと思います。

あと、ここに集められた最初の日の選任手続がパソコンの端末でランダムに選ばれると思うんですけど、あれも仮に立候補、やりたいと言う人がいれば、そういう方も優先できるようにされたらどうか。パソコンだと余りにもランダム、それだったら別にここに集めなくても、事前にはがきを送る段階にでもできるんじゃないのかなと。わずか2時間余りで帰されるというのも、みんな仕事を休んで来たりする方もいらっしゃるし、その辺が改善できないかなと思いました。

司会者

はい、6番さん。

経験者⑥

皆様のおっしゃったこととほとんど一緒のような意見になるんですが、登録されてからやはりその選任日までの期間がすごく空いていたということと、事件によってやはり日数が短いのと長いとあるんですが、複雑な事件だとやはりある程度の期間を要するのは仕方のないことなんですが、そうすると裁判員の方で選ばれる方の偏りが出てきてしまうのではないかなというのも考えたりします。

あとは、私は違うんですが、やっぱりちっちゃな子供さんを持っていらっしゃる方は、託児の問題というのを何か、そういうふうなものもあると聞いたので、この裁判員、せっかくこの制度があるのであれば、いろんな方々にもやはり経験してもらいたいことですので、そういった諸事情を全部きちっと周りが受け止めてくれるようなふうに制度がなったらいいのではないかなと思っております。

司会者

はい、これで一回りしましたが、よろしいですか。

毎日新聞

今審理日数の話が多く出たんですけども、改めて、100日かかった

裁判などいろいろ報道されていますけれども、ほかの裁判の日数に関する感想などもあわせて、日数の部分をもう少し細かく教えていただけますでしょうか。特に御意見がある方がいらっしゃったらお願いします。

司会者

特に日数の関係でと、皆さん日数のことをちょっと気にされているようですが、もうちょっと何かお話ししていただければということですが。

毎日新聞

6番の方は11日間参加されたということで、特に長い裁判を経験されていると思うんですけども、負担とか、あともう少し絞った方がいいとか、そういった御意見がありましたらお願いします。

経験者⑥

そうですね、皆さんで言っていたことは、やはり近くの人だったらいいんですけども、遠くから通って来る者にしてみたら、やはりちょっと大変かなというのももちろんありました。日数がたつに連れて、これはほかの方の意見も多分一緒だったと思うんですが、そこまで感じなくはなってくるんですが、私が思うのは、やっぱり日数が長くなると仕事がやはり休めなかったりとか、家庭の事情というのもあるでしょうから、偏りがどうしても出てくるのかなというふうなのをやっぱり今後のことですけれども、それだったら時間が自由に使える人とか、そういう人しか携わることができなくなってしまうのかなとか、やっぱりそういうのは思っています。

毎日新聞

もう一人ぐらいいらっしゃいますでしょうか。

経験者①

私の場合は3日間でしたけれども、それと仕事が出てきましたが、個人的に言いますと、公務員を退職いたしまして何もありませんので、特に支障はありませんが、一般的に考えると、いろんな家族があり、会社があり、

そうすると非常に長引くと大変だなという，そういう気がいたします。

毎日新聞

裁判員制度について，体験してよかったという御意見も多く聞こえてきたんですけれども，制度を今後も続けた方がいいというふうにお思いになるでしょうか，1番の方から順番にお願いします。

司会者

はい，ではお願いします。

経験者①

選任されて参加したわけですが，やはり我々一般市民の声が反映される。そして進め方で，私の場合には裁判長ですね，この方が評議の中で，意見を出やすいような状況に持って行ってきて，こういうことを言うと恥ずかしいんじゃないかなという，そういう意見なんかをすべて出せる状況になりました。ですので，やはりこのことは今後いろんな形でプラスになるし，今後やっぱり続けた方がいいと思います。

司会者

はい，では2番さん。

経験者②

裁判員制度の目的とか意義とかいうのがちょっとまだよく理解できていないので，ちょっとはっきり申し上げられませんが，例えば，自分が参加した裁判が裁判員ではなかったらどうなるんだろうとか考えたり，あるいはいろんなほかの事件，新聞とかいろいろ報道をされますけれども，そのときのいろんな報道内容を見て，最初目的にされた裁判員制度が機能するかどうかという，そこらを見た上で，どうかなということになるかと思えますけれども，たった一回きりの裁判でしたので，自分の意見としては出せたというふうには思っておりますけれども，その制度自体がどうかというのは，私にはちょっとよく分からないですね。

経験者③

私も裁判員制度というのはいいことだと思います。一般市民の感覚も配備し、常識的な考え方というのも入るでしょうから、すごくいいことだと思うんですが、さっきから出ています日数の問題とか、それから今盛んに言われています本当に判断に苦しむような問題とかというようなものまでだとどうなのかなというのは正直なところ、じゃあ今度自分がそれに選ばれたらどうすると、やっぱりこのごろすごく思うんですよ、自分で一遍経験してからですね、短いのでよかったな、だから参加できたんだけど。さっき6番さんがおっしゃったみたいに、国民の声を反映させるんだったらいろんな立場の人の声が反映させられないとだめだと思うんですね。同じような環境の人たちばかりだけで判断しても何もならないと思うので、そうすると、重要なすごく難しい事件、1週間じゃどうにも結論、判断もできないよというような事件に一般市民がどこまでかかわれるのかな、その時間的な問題とかですね。だから、それがちょっと分からないですね、どこまでを裁判員にしていいのかどうかというのは。

経験者④

制度自体はよい制度だというふうに思っていますので、今後も引き続き続けていっていいのかなというふうには思っていますが、ただ、先ほども申しましたとおり、選任方法、それから裁判の内容、それから審理日数、その辺に関しましては、ちょっと今後どういう形になるかによってもまたいいのか悪いのかという部分は違ってくると思います。

経験者⑤

制度はよい制度だと思っています。裁判官と裁判員で1週間ちょっとでしたけど、いろんな角度から意見を自由に述べられて、1つの答えを導き出せたというのは、自分たちの意見も反映されていたのでよかったと思っています。

経験者⑥

制度自体は今後も続けていった方がいいと思います。経験した者からすると、やはりいろんな物の見方というのも変わってきたりしますし、ただやはり、その裁判の内容がやはり自分たちで判断が下せるかどうかというものの事態の事件を引き受けるとなると、やはり難しいものがあるのかなとは思いますが、あと日数の問題とですね、難しいかなというのものもあるんですが、その制度自体はやはりずっと続けていった方がいいと思います。

毎日新聞

ありがとうございました。幹事社からは以上です。

共同通信

6番の方が冒頭でおっしゃっていましたが、報道で見ていたのと一般視聴者として見ていたのと、裁判員に参加したことで物の見方が変わった点があるというようなお話ありましたが、実際その裁判員に参加されて、今回意見交換会ということもありますので、報道に対して自分が参加しながら疑問を持った点とか、どうしてこういう報道になるんだろうとか、そういうような疑問点を持たれた方がいらっしゃいましたか。まず6番の方にお伺いしたいんですけれども、もしございましたらよろしいでしょうか。ございますか、特にはないですかね。

経験者⑥

報道に対してですか。

共同通信

まあ御自身が携わられた裁判員、当然テレビ、新聞で報道されると思うんですけれども、それを見ての報道、正確に報道できているかとか、そういったこともごらんになりながら思われたかと、もしそういうものが御感想なりあればお伺いしたいんですけれども。

経験者⑥

報道自体は正確に報道されていたのではないかなと思うんですけど、はい。

共同通信

まあやっぱり事前の情報といいますか、警察発表、あとは検察発表によって書かれているという批判も報道は日々受けている面もあるんですけども、それについては裁判員として判断する際には特に影響はなかったですかね。その事前の報道といいますか、逮捕当時の報道といいますか。

経験者⑥

その前のということですね。いや、なかったです。法廷で見聞きしたものをきちっと自分たちで把握していたと思いますので、それに左右されることはなかったです。

共同通信

ありがとうございます。ほかの方で、その報道に対する何か御意見とか、御自身が携わられた事件についてでも、報道と照らして見ながら感じたこととかもしあれば。特にございませんかね。分かりました。以上です。

南日本新聞

今、日数の問題で長いと難しいというお話があったんですけど、例えば、今まで死刑判決も出ていますけれど、死刑かどうか判断しないといけないような事件について市民が加わることについてどう思うのかを1番の方から教えていただけますか。

経験者①

非常に難しい質問ですけども、私の場合は放火の事件でしたが、やはりそういう深刻な題材ですかね、であれば、やっぱりそれなりに自分の意見を反映させて、そしてまたそれがどう結果になるか分かりませんが、やっぱりそういうのはもし当たればやっぱりかかわっていききたいなというふうに思います。

経験者②

こういった裁判員制度という制度が設けられている以上は、自分がそういう裁判員に選ばれるということは当然あると思いますけれども、その市民的な何かそういう意見を出して判決に反映させるんだという、そういう制度であれば、やはり参加して、そういう意見を言うのは大事なことだというふうに思います。

経験者③

私もこれ実際に自分が選ばれたらすごく悩むでしょうし、嫌だとは思いますが。だけど、やっぱり今すごくいろんな事件が起きていて、よくやっぱり被害者の方で泣き寝入りじゃないですけども、反対に被害者の身にいつなるかもしれないということも考えると、やっぱりちゃんと向き合えないといけないんじゃないかなという気はします。ちょっと感情を入れないで考えれば。実際にそれに当たられた方というのは本当にもうすごいプレッシャーだとは本当に思いますよね、経験してよかったですなんて無責任なことでは言えないとは思いますが、だからこそやっぱり国民がかかわっていくべきなんじゃないかなとは思いますが。それで、日数の問題というのがすごく問題になるんじゃないかなと思うんですよ。

経験者④

仮にその死刑の裁判員に選ばれれば、やはり参加すると思います。もちろん最初は悩むでしょうが、個人の意見だけではなくて、普通ほかの6名なのか何名なのか分かりませんが、ほかの裁判員の方の意見等々を踏まえて客観的な判断もできるというふうには思いますので、そういった部分では、仮にそういう死刑の内容であっても、選ばれれば参加したいというか、すると思います。

経験者⑤

自分は殺人事件に当たったんですけど、判決は3年だったと思うんです

けど、それでも1週間ちょっとでかなり悩みました。実際死刑の事件にかかわったときに適切な判断が下せるのかという、今の状態でもそうなのに、そこに当たることについてまだ考えられない状態です。

経験者⑥

私は死刑か無期かどちらかという事件に携わったのですが、最初はやはり、私を含めほかの裁判員の方もすごく気が重たいというか、こんな事件を自分たちができるのかな、こう結果が出せるのかなとか、そういったすごく不安とかもほかの方も一緒だったんですが、思っていたのですが、裁判長が言われたのが、評議している中で、やはりおのずと一つの答えが見えてくるからということと言われたんですね。そのときにやはり進めていく上でだんだん話がきちっとまとまって行って、やはり一つの答えが出たわけなんですけど、やはりその言葉をいただいたときにすごく安心して、自分一人ではないわけですし、ほかの方々の意見もいろいろ話し合いながらしていくわけなんですけど、やはり一つの出口というのが見えてくるので、最初やっぱり難しいかなと思ったんですが、携わってみてすごく、まあ私はすごくいい経験をさせてもらったなと思いますし、どうしても被害者側の方に感情移入をしてしまうんですが、それもやはり自分たちでちょっとコントロールしながらというか、意識を変えながら事件の内容だけを話し合ってきて、自分たちもこういうことがやっていけるんだ、できたんだということの満足感もありましたし、事件自体が重たくはなるんですが、そんなに深くというか、あんまりこう自分を責めるような考えはしないで、ほかの方々の助けもありますから、そういった意味ではよかったなと思います。

共同通信

6番の方にもう一度。今回の事件、担当された事件は別にして、どうしても最終的に意見がまとまらないときは、量刑については今多数決で決め

ることになっているんですけど、そうした場合、自分がもし死刑の結論に至ってなくても、多数決で死刑が決まってしまうことについて、今弁護士会などは全員一致じゃないと死刑にするべきじゃないとかいろいろ意見が出ているんですけど、その死刑の決め方については何か御意見があればお願いします。

経験者⑥

決め方、そうですね、多数決だとやはりちょっと納得は多分いかないかなとは思いますが、全員一致でなければとなるとまたちょっと難しいのかなというの思います。ちょっと今の時点では私は、はい、ちょっとはつきり分からないですいません。

司会者

ちょうどもうそろそろ時間ということになりますが、よろしければこれで終了ということにいたします。よろしいでしょうか。

司会者

はい、どうもお疲れさまでした。